

検定有効期間(気象測器検定規則第15条)

| | |
|---|----|
| 液柱型水銀気圧計 アネロイド型気圧計 風杯型風速計 風車型風速計 電気式日射計 貯水型雨量計(自記式のものに限る。) 転倒ます型雨量計 | 5年 |
| ラジオゾンデ用温度計 ラジオゾンデ用気圧計 ラジオゾンデ用湿度計 | 1年 |

その他の気象測器については、有効期間の定めがありません
有効期間を定めている気象測器を継続して利用する場合は、
検定の有効期間を満了するまでに再検定を受けてください。
検定の有効期間やその有無に係わらず気象測器は定期的に
点検等を行い、維持・管理に努めてください。

複合測器の検定の有効期間は、これを構成する各気象測器
の検定の有効期間のうち最も短いものと同じ期間となります。

船舶で用いる気象測器の検定の有効期間は、船舶が航行中
又は外国の港に停泊している間に有効期間が経過する場合
は、その後最初に本邦の港に到着した日までとなります。

規則改正施行前(施行日平成30年7月1日)に検定の申請が
あった気象測器の有効期間については、施行前の有効期間
が適用されます。(検定規則附則第2項による)